

令和6年度

西中音更へき地保育所 重要事項説明書

保育の提供を開始するにあたり、西中音更へき地保育所が説明すべき内容は、次の通りです。

1 施設運営主体について

名称	学校法人 帯広葵学園
所在地	帯広市西 12 条南 17 丁目 3 番地 難波ビル 2 階
電話番号	0155-23-7604
代表者氏名	学校法人 帯広葵学園 理事長 上野 敏郎

※ 平成31年度から、音更町からの委託を受けて運営しています。

2 利用施設について

施設の種類	小規模保育事業所A型
施設の名称	音更町立 西中音更へき地保育所
所在地	音更町字西中音更北 1 4 線 8 番地
連絡先	電話：0155-45-2148 FAX： 同上
管理者	学校法人帯広葵学園 音更へき地保育所 所長 加藤 光恵
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法等の定めるところにより、保育を必要とする満2歳から小学校就学までの児童
利用定員	19名
へき地保育所 開設年月日	昭和56年4月1日 平成11年1月21日建設

3 目的・運営方針について

西中音更へき地保育所(以下「当施設」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、幼児教育・保育を行うことを目的とします。

- (1) 当施設は、教育・保育の提供にあたっては、通所する幼児の(以下「通所児」という。)最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。
- (2) 当施設は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、通所児の状況や発達段階を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 当施設は、通所児の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、通所児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 施設・設備の概要について

(1) 施設

敷地		1,340.00㎡
施設	構造	軽量鉄骨造平屋建て
	延べ面積	163.96㎡

(2) 設備について

設備名	設備数	備考
所長室	—	
職員室	1	隔離静養室を兼ねる。
保育室	2	年長1クラス
ホール	1	
給食室	—	
相談支援室	—	
トイレ	1	

5 職員の配置(令和5年4月1日見込み)について

職種	常勤	非常勤	備考
所長	—	—	東土狩保育所長が兼務
保育士	1	1	
保育補助	—	1	
事務員	—	—	東土狩保育所事務員が兼務

当施設では、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他の関係法令等を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。
 なお、園児数によっては、上記の人数と異なる場合もあります。

6 提供する保育内容について

保育所保育指針に沿って教育・保育、その他の便宜を提供します。

(1) へき地保育所の教育・保育理念、保育目標

生きる力を身に付けた、明るくたくましい子ども像を目指します。

(生きる力=丈夫な体、豊かな心、考える力)

- (2) 特別な支援を要する通所児への対応について
- 将来、子どもが自分自身を理解し、受容し、自尊心を持って社会の中でともに暮らし、心豊かな生活を送ることができるよう基礎となる力を育みます。
 - 特別支援担当員を配置して個別の支援を行います。
 - 外部関係機関と連携を密にし、よりふさわしい支援を提供します。
 - 個別の支援計画を立案し、それに基づいた計画的な支援を行います。

- (3) 給食について
- 当学園の管理栄養士が立てた献立によりバランス良い美味しい給食を提供します。
 - 食育活動に取り組みます。
 - 行事に合わせて、行事食を提供します。
 - 献立表は、毎月お知らせします。
 - 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談下さい。(アレルギー除去食を準備いたします。)
 - 調理は、栄養士が中心となり緑陽台認定こども園で調理し各事業所に運搬します。

- (4) 健康診断、及び、健康管理について
- 当施設では、学校健康安全法に規定する健康診断に準じて定期健康診断及び臨時の健康診断を行っています。
- 毎朝必ず各ご家庭で検温し、保育士に体温をお伝えください。
 - 検温時に 37.5 度以上熱がある時は必ず医療機関で受診してください。
 - 家庭で微熱や下痢等の体調不良が伺われる時は、保育士にお伝えください。登所時 に保育士が確認させていただきます。
 - 保育時間に 37.5 度以上の発熱があった場合、又は著しい体調不良が見られる場合は、連絡します。
 - 伝染性の病気に罹患した場合は、医師の許可が出るまで登所停止とします。
 - 保育士による薬の取り扱いについては、原則お受けしませんが、慢性病、緊急の対応、その他医師が必要と判断する場合は、保育士にご相談下さい。(投薬に関する同意書、診断書等を提出して頂く必要があります。)

7 保育を提供する時間(月曜日から土曜日)について

- (1) 必要に応じて午前 7 時から午後 7 時まで開所致します。
- (2) 保育標準時間の認定の方は、午前 7 時から午後 6 時までの 11 時間ご利用になれます。
保育短時間の認定の方は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの 8 時間ご利用になれます。

(3) 翌月の保育利用の希望調査を前の月 15 日までにを行い利用される人数を確認し、必要に応じて延長保育を行います。(料金については、『9 保育料等について(3)』を御覧ください。)

8 保育を行わない日について

日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律 178 号)に規定する休日、年末年始(12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで)とします。

9 保育料等について

(1) 令和元年 10 月より保育料の無償化がスタートいたしました。保育料の無償化の対象になるのは、3 歳児(年少組)から 5 歳児(年長組)の 3 年間になります。0 歳から 2 歳までは保育料無償化の対象外になります。

(2) 0 歳から 2 歳までの基本保育料は、音更町長が決定した階層区分ごとの金額とし、

音更町に納付していただきます。納入方法は音更町よりお知らせがあります。

(詳細については、音更町役場にお問い合わせ下さい。)

※なお、住民税非課税世帯の児童は基本の保育料はかかりません。

(3) 延長保育利用料は、保育料無償化の対象外です。利用された分をお支払い頂きます。

ア 保育標準時間認定の方

時間	利用料	備考
午後 6 時 00 分から午後 7 時 00 分まで	30 分当たり 100 円	月の上限額 4,000 円

イ 保育短時間認定の方

時間	利用料	備考
午前 7 時 00 分から午前 8 時 30 分まで	30 分当たり 50 円	月の上限額 4,000 円
午後 4 時 30 分から午後 6 時 00 分まで	30 分当たり 50 円	
午後 6 時 00 分から午後 7 時 00 分まで	30 分当たり 100 円	

ウ 0 歳から 2 歳児であって基本保育料の支払いに係る階層区分が第 1、第 2 階層であって、町民税非課税世帯やひとり親世帯である方については、利用料はかかりませんが、延長保育料金はかかります。

(4) その他の主な納入金

種別	金額	備考
給食費(月額)	5,300 円 (日割りなし)	主食代 800 円 副食代 4,500 円
育成会会費(年額)	必要に応じて徴収する。	育成会総会で決定
災害共済掛金(年額)	240 円	

(5) 0歳から2歳児については、都合により長期欠席された場合でも、保育料は在籍している限り(退園届が提出されるまで)納入していただくこととなります。月の途中で退園した場合は、日割り計算となります。

(6) 保育料の納入が困難な場合には、音更町役場にご相談下さい。

(7) 延長保育料は、利用月の翌月に当該利用月分をまとめて、保育所に収めて頂きます。

(8) 給食費(副食代4,500円+主食代800円)合計=5,300円は、保育料無償化の対象外なので、毎月収めて頂きます。納入方法は銀行振り込みです。0歳から2歳児は保育料に給食費が含まれています。また、市町村民税非課税の世帯や年収360万円以下の世帯や、保育所内に3人以上のご兄弟が通所している場合の第3子以降の給食費は、主食代の800円のみとなります。

※給食費の返金が必要となる場合は1食250円(主食費50円、副食費200円)で精算いたします。(ただし、2号認定の給食費を上限といたします。)

副食費免除対象者は、主食費のみ日割りとなります。(ただし、2号認定の主食費を上限といたします。)

(9) (8) 給食費の口座振替は、帯広信用金庫の口座からとさせていただきます。帯広信用金庫の預金口座振替依頼書をご提出していただきます。

※ 帯広信用金庫に口座をお持ちでない方は口座の開設をお願い致します。

10 退園について

退園する場合は、退園届を提出していただきます。退園届は当施設にあります。

11 当施設利用の終了に関する事項について

当施設は、以下の場合、教育・保育の提供を終了いたします。

(1) 通所児が卒所した場合。

(2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合。

12 嘱託医等について

当施設は、以下の医療機関及び薬局と契約を締結しています。

医療機関等の名称	院長・施設長名	所在地	電話番号
木野東クリニック	後藤 幹裕	音更町木野大通 2-1-6	67-8277
緑陽台歯科診療所	栗原 延好	音更町緑陽台仲区 11-2	31-7200
まつもと薬局	松本 健春	帯広市東 6 条南 9 丁目 14-1	25-7213

13 緊急時の対応について

通所児に事故又は病状急変などの緊急事態が発生した場合は、保護者の指定される医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。

所管する消防署及び警察署	所在地	電話番号
音更消防署	音更町木野西通 1 6 丁目 1-2 2	30-3322
帯広警察署	帯広市西 1 条北 1 丁目 1	25-0110

(指定避難場所)

地震・火災等の指定避難所

西中音更小学校 音更町字東西中音更北 15 線 7 番地
電話 45-2145

14 要望・苦情の受付について

相談、苦情受付 担当者	加藤光恵
第三者委員	嶋谷耕治 26-4864

15 通所児の事故等に対する保険について

保険の種類	学校安全・災害共済給付 (独立行政法人日本スポーツ振興センター)
保険の内容	保育所の管理下において通所児が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者にします。

16 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た通所児及びその保護者に関わる個人情報については、法令による場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者へ提供することはありません。また、当学園の開設するホームページなどに通所児の写真を掲載することを望まれない場合は、ご連絡下さい。

17 通所児の保護通告について

当施設は、何らかの理由により虐待を受けたと思われる通所児を発見した場合は、関係機関へ通告等の必要な処置を講じます。

18 当施設における禁止事項・制限事項について

敷地内は全面禁煙です。当施設における宗教活動・政治活動・営利活動はご遠慮いただきます。